

議案第 72 号

伊賀市水道事業給水条例の一部改正について

伊賀市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊賀市水道事業給水条例(平成 16 年伊賀市条例第 275 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 7 別表第 4 に規定する一般用の用途に使用する水道のうち、公共施設、公共的施設及び集合住宅以外の用に使用するものであって、量水器の口径 40 ミリメートル、50 ミリメートル、75 ミリメートル、100 ミリメートル及び 150 ミリメートル以上のものに係る負担金は、第 1 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

給水装置に設けられている量水器の口径	加入負担金
40 ミリメートル	675,000 円
50 ミリメートル	1,042,200 円
75 ミリメートル	2,511,000 円
100 ミリメートル	第 1 項の規定による負担金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
150 ミリメートル以上	第 1 項の規定による負担金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額

附則に次の 4 項を加える。

(料金の特例)

- 7 平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、管理者は、別表第 4 に規定する一般用の用途に水道を使用する者のうち、公共施設、公共的施設及び集合住宅以外の

用に3年以上継続して伊賀市の水道を使用し、直近3年間の使用水量の1年当たりの平均が7,200立方メートル以上である者について、別に定めるところにより、基準となる使用水量（以下「基準水量」という。）を個別に認定することができる。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 料金を完納していない者
- (2) 直近3年間に料金の納期に遅延があった者
- (3) 伊賀市上水道からの分水を受けている者

8 前項の規定により基準水量を認定した場合において、当該基準水量に0.95を乗じて得た水量（その値に1立方メートル未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）を超える使用水量に係る従量料金は、第31条第1項の規定にかかわらず、1立方メートルにつき259.2円とする。

9 前項の規定による従量料金は、平成30年10月1日以後に実施する検針に係る料金の算定から適用する。

10 管理者は、第7項の規定により基準水量の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該基準水量の認定を取り消すことができる。

- (1) 使用者を変更したとき。ただし、法人の組織変更、商号変更等実質的な使用者の変更に該当しないと管理者が認める場合を除く。
- (2) 用途を一般用以外に変更したとき。
- (3) 納期までに料金の支払を行わなかったとき。
- (4) この条例に基づく使用者の義務を誠実に履行していないと管理者が認めるとき。
- (5) 新たに地下水利用による自己水源を開設したとき。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第7項の規定は、平成30年4月1日から適用する。